

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏
地域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

小川原湖湖水まつり

- ▶とき 7月20日(日)
- ▶ところ 小川原湖水浴場周辺
- ▶問い合わせ (一社)三沢市観光協会 ☎⑥2311

みさわ七夕まつり

- ▶とき 7月25日(金)～27日(日)
- ▶ところ 三沢市中央商店街区
- ▶問い合わせ 三沢市商工会 ☎③2175

ファームフェスタ in 斗南

- ▶とき 8月3日(日)
- ▶ところ 道の駅みさわ斗南藩記念観光村
- ▶問い合わせ 三沢市先人記念館 ☎⑤3009

野辺地町

のへじ花火大会

- ▶とき 7月19日(土)
- ▶ところ 野辺地潮騒公園
- ▶問い合わせ 野辺地町商工会 ☎0175-64-2164

2014常夜燈フェスタ

- ▶とき 7月20日(日)
- ▶ところ 野辺地潮騒公園
- ▶問い合わせ 常夜燈フェスタ実行委員会事務局 ☎0175-64-2111

七戸町

しちのへバラまつり2014

- ▶とき 7月13日(日)まで
- ▶ところ 東八甲田ローズカントリー
- ▶問い合わせ 東八甲田ローズカントリー ☎②5400

六戸町

サマーフェスティバル2014

- ▶とき 7月25日(金)・26日(土)
- ▶ところ 六戸町総合体育館西側 駐車場
- ▶問い合わせ 六戸町観光協会 (六戸町産業課内) ☎⑤3111 (内線154)

東北町

東北町湖水まつり

- ▶とき 7月26日(土)・27日(日)
- ▶ところ 小川原湖公園・わかさぎ公園
- ▶問い合わせ 東北町商工観光課 ☎⑥4148

六ヶ所村

ふるさと新鮮朝市

- ▶とき 7月12日・26日 (毎月第2・4土曜日) 午前7時～9時
※売れ切れ次第終了
- ▶ところ ▷12日 (泊地区イベント広場) ▷26日 (スワニーイベント広場:尾駱地区)
- ▶問い合わせ 六ヶ所村商工会 ☎0175-72-2311

おいらせ町

おいらせ軽トラ市

- ▶とき 7月～11月の第1日曜日
午前8時～午後1時
- ▶ところ 百石本町商店街 中央町
- ▶問い合わせ おいらせ軽トラ市実行委員会 (おいらせ町商工会内) ☎0178-56-2511

大まかに、法定後見とは、今、認知症の人に周囲の人が後見人を付けるもの、任意後見とは、将来に備えて本人が後見人を決めておくものです。

Q 任意後見のメリットは何ですか。

A 自分の将来を委ねる後見人を、自分で選べることです。法定後見だと、裁判所が後見人を選ぶので、本人や家族の意向に沿ったものになるとは限りません。

区分	法定後見	任意後見
やるかどうか	本人以外がほとんど	本人
決めるのは	本人の判断能力がまだ判断能力が低下後	あるとき
決める段階	本人の判断能力がまだ判断能力が低下後	あるとき
後見人を選ぶのは	家庭裁判所	本人
必要な手続	家庭裁判所への申し立て	公正証書の作成+家庭裁判所への申し立て(後に)

その違いをまとめてみました。

A 前回のコラムで、成年後見制度には①法定後見と②任意後見があることを紹介しました。

Q 任意後見とは何ですか。

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「任意後見制度」についてです。
▶お問い合わせ 支援課 ☎⑤6777

法律相談



～第14回～

Q 任意後見の利用はどのような流れになりますか。

A まず、元気なうちに、後見人になって欲しい人と契約を結びます(契約は公正証書で行う必要があります)。そして、後に判断能力が低下した段階で、家庭裁判所に後見人の「監督人」選任の申し立てを行います。後見人と監督人がそろると、後見がスタートします。

A 財産があつて生前に整理するなら、必要でしょう。注意したいのは、遺産や経営権といった、見えにくい財産です。例えば、先代の遺産(特に土地・建物)があつて、遺産分割協議をしないまま相続人が認知症になつてしまった場合、成年後見を利用しないと、遺産をどうすることもできなくなります。また、オーナー経営者が認知症になつてしまうと、後継者への事業の引き継ぎに重大な支障が出てしまいます。もちろん、どちらの事例も、認知症になる前(つまり成年後見を利用する前)に解決するのが一番です。

Q 成年後見は必要でしょうか。(法定後見・任意後見共通)

A 財産があつて生前に整理するなら、必要でしょう。注意したいのは、遺産や経営権といった、見えにくい財産です。例えば、先代の遺産(特に土地・建物)があつて、遺産分割協議をしないまま相続人が認知症になつてしまった場合、成年後見を利用しないと、遺産をどうすることもできなくなります。また、オーナー経営者が認知症になつてしまうと、後継者への事業の引き継ぎに重大な支障が出てしまいます。もちろん、どちらの事例も、認知症になる前(つまり成年後見を利用する前)に解決するのが一番です。

(文責: 弁護士 十枝内 亘)
 弁護士法人十枝内総合法律事務所
 十和田支所 ☎②4005